

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	308	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	指定難病患者が特定医療費を受給することができる受診医療機関等の事前申請の廃止				
提案団体	宮城県、岩手県、広島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

### 求める措置の具体的な内容

○ 指定難病患者への特定医療費支給に係る医療受給者証発行には、患者の申請に基づき、受診医療機関の名称等の記載が必要となっており、受診医療機関変更の都度、届け出が必要となっている。  
○ 指定難病患者が受診する医療機関は、すべて医療機関からの申請に基づき審査の上県で指定していることから、「都道府県が指定した医療機関」すべてで特定医療を受療できるよう規制緩和を求めるもの。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【支障事例】

○ 指定難病患者が特定医療費の支給を受けるために必要な医療受給者証を都道府県が発行する場合、患者の申請に基づいた受診医療機関等の名称等の記載が必要となっており、患者が転院等により受診医療機関等を変更する場合においても、都度、届け出が必要となっている。  
○ また、受診医療機関等を変更した場合、変更認定は原則、変更申請を行った日と取り扱われているため、患者の手続き遅延により、医療費の助成を受けられない事例が多発しており、受付窓口においても、これらの問い合わせ対応や事務処理の増加に苦慮している。

#### 【制度改正の必要性】

○ 難病患者は容態の急変等により受診医療機関を急に変更することや症状により届け出のための移動に困難を感じることが多いため、患者の手続きを簡略化することはサービスの向上に繋がるものである。

### 根拠法令等

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律第7条4項

## 各府省からの第1次回答

難病の医療費助成制度において医療受給者証に受療を希望する指定医療機関の名称を記載するのは、原則同一の医療機関が継続して医療行為を行うことで、責任の所在を明確にし、受診者が適切な医療を受けられるようにするためのものであり、良質かつ適切な特定医療を実施するために必要な措置である。なお、平成26年12月3日厚生労働省健康局長通知「特定医療費の支給認定について」別紙様式第2号のとおり、緊急その他やむを得ない場合には医療受給者証に記載された指定医療機関以外の指定医療機関での診療等も特定医療費の支給対象となることとしている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

難病の医療費助成制度において医療受給者証に受療を希望する指定医療機関の名称を記載することについて、良質かつ適切な特定医療を実施するために必要な措置であることは了知したところであるが、今回の提案の趣旨は、受給者の利便性向上及び自治体の事務量の削減を目的としたものであり、容態の急変等による受診医療機関の変更が容易にできるよう受給者証への指定医療機関の記載を省略する等、受給者及び自治体にとってより利用しやすい制度への変更について、検討をお願いしたい。また、今回の支障事例である「患者の手続き遅延」については、ご回答いただいた「緊急その他やむを得ない場合には医療受給者証に記載された指定医療機関以外の指定医療機関での診療等も特定医療費の支給対象となる」に含まれると解釈してよいか改めて伺いたい。

### <新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

青森県、山形県、いわき市、八王子市、神奈川県、岐阜県、岡山県、香川県、高知県、熊本県、鹿児島県、特別区長会

○難病法施行前の本県における医療機関変更(追加)の年間処理件数は約1,500件であった。平成25年度に県要綱改正を行い、医療機関追加申請を廃止し、医療機関毎に発行していた受給者証に個別医療機関名を記載せず、「県と委託契約した医療機関で受療可能」と表記し、1人1枚の交付としたところ。患者にとっては、手続の簡素化、県にとっては受給者証交付事務の省力化につながったものである。今般の医療費助成の法定化、対象疾病拡大に伴い、医療受給者の大幅な増加が見込まれる中、医療機関変更の都度、届出が必要となる新制度は、都道府県における事務負担が増となることから規制緩和を求めるもの。

○県の指示に基づき、対象患者が受診する医療機関等を変更する都度、原則として変更の届け出を求めておりが、実際の通院開始日前に変更の届け出がされないケースが多い。また、現在の受給者証の指定医療機関名には、「難病法に基づき指定された指定医療機関」の文言が記載されており、対象患者が申請している医療機関の表記がないことや、指定医療機関であればどの医療機関でも通院可能であるような記載であることなどから、対象患者に来所してもらう負担をかけてまで、変更の届け出をさせる意味があまりない状況である。

○国のQ&Aでは、受給者証に「緊急その他やむを得ない場合には、その他の指定医療機関で受診可能」と記載できることとされているが、その取扱いは都道府県の裁量であり、取扱いに差があるため医療機関でも混乱が出ている。また、受給者証に記載する医療機関数に制限はなく、ほとんどの医療機関が指定医療機関となっている現状から、個別の医療機関を記載する必要性は乏しいものと思われる。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

患者の手続きの簡素化については十分に検討すること。なお、重複受診等による適量を超える服薬等の問題など、想定される課題についても十分に留意すること。

## 各府省からの第2次回答

指定医療機関の名称の記載については、患者の受診動向、事務の実施状況等を踏まえつつ検討する。  
「患者手続きの遅延」が「緊急その他やむを得ない場合」に含まれるかどうかについては、一義的には実施主体である都道府県の判断になるが、厚生労働省としては含むことは可能と考えている。

## 平成27年的地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

### [(ii) 再掲]

#### 6【厚生労働省】

##### (23) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)

(i) 特定医療費の支給(5条1項)については、緊急その他やむを得ない場合には医療受給者証に名称が記載されている指定医療機関以外の指定医療機関での診療等も特定医療費の支給対象とすることができます。実施主体である地方公共団体の判断により、患者の個別の事情に応じた柔軟な対応が可能であることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。

(ii) 医療受給者証の交付(7条4項)については、制度の趣旨も踏まえつつ、患者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下に掲げる事項について検討し、平成28年内に結論を得る。その結果に基づき、実施可能なものについて必要な措置を講ずる。

- ・住民票、介護保険証の写し等の申請時の添付書類の削減
- ・指定医療機関の名称、医療保険の所得区分等の医療受給者証への記載の廃止
- ・支給認定の有効期間の延長